

第16号議案

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月18日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

公園、緑地及び有料公園施設を新たに設けるとともに、有料公園施設の供用日時を変更するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例

芦屋市都市公園条例（昭和40年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1 芦屋市都市公園の名称及び位置の表涼風西公園の項の次に

涼風東公園	〃	涼風町1番330
-------	---	----------

を、同表岩園緑地の項の次に

東芦屋緑地	〃	東芦屋町105番5 131番
-------	---	----------------

を加え、同表南緑地の項を次のように改める。

南緑地	〃	涼風町1番58 1番207 1番208 1番210 1番213 1番327
-----	---	--

別表第1 芦屋市都市公園の名称及び位置の表に次のように加える。

海洋北広場	〃	海洋町5番44
海洋南広場	〃	海洋町5番83

別表第2 有料公園施設の表南緑地の項中「西駐車場」の次に「及び東駐車場」を加える。

別表第3 供用日時の表芦屋市総合公園駐車場の項中「1月5日から12月27日」を「1月1日から12月31日」に、「午前8時30分から午後9時30分」を「午前0時から午後12時」に改め、同表南緑地の項を次のように改める。

南緑地	西駐車場, 東駐車場	1月1日から12月 31日まで	午前0時から午後12時まで
-----	---------------	--------------------	---------------

別表第4 3 有料公園施設を利用する場合の表南緑地の項中「西駐車場」の次に「東駐車場」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市都市公園条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

公園，緑地及び有料公園施設を新たに設けるとともに，有料公園施設の供用日時を変更するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 次の公園及び緑地を設ける。(別表第1関係)

名 称	位 置
涼風東公園	芦屋市涼風町1番330
東芦屋緑地	芦屋市東芦屋町105番5 131番
海洋北広場	芦屋市海洋町5番44
海洋南広場	芦屋市海洋町5番83

(2) 南緑地の拡張に伴う改正(別表第1から別表第4まで関係)

ア 南緑地の位置を次のように改める。

名 称	位 置
南緑地	芦屋市涼風町1番58 1番207 1番208 1番210 1番213 1番327

イ 有料公園施設として東駐車場を加える。

ウ 東駐車場の供用日時を次のように定める。

名 称		供用日	供用時間
南緑地	東駐車場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで

エ 東駐車場を利用する場合の使用料を次のように定める。

名 称		使用区分	使用料・超過料金
南緑地	東駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし，30分を超えるときは，30分までごとに100円とする。

(3) 次の有料公園施設の供用日時を次のように改める。(別表第3関係)

名 称		供用日	供用時間
芦屋市総合公園	駐車場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで
南緑地	西駐車場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで

3 施行期日

平成26年4月1日